

赤倉観光リゾートスキー場 索道事業運送約款

適用範囲

第1条 当社の経営する索道事業に関する運送約款は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

係員の指示

第2条 旅客は、当社の係員が運送の安全確保と秩序維持のために行う業務上の指示に従わなければなりません。

運送の引受け

第3条 当社は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合及び第6条の規定により運送を制限する場合を除いて、旅客の運送を引受けます。

運送の引受け及び継続の拒絶

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶します。

1. 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものである場合
2. 当該運送に適する設備がない場合
3. 当該運送に関し、申込者から、当社で対応できない特別な負担を求められた場合
4. 当該運送が法令の規則又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合
5. 天災その他やむを得ない事由により運送上支障がある場合
6. 旅客が係員の指示に従わない場合
7. 索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和62年運輸省第16号）第40条1項に規定する物品を所持する場合
8. 旅客が泥酔した者又は監護者に伴われていない小児等であって、運送上の安全を期し難いと認められる場合
9. 旅客が感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による一種感染症、二種感染症、新型インフルエンザ等感染者若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る）の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき
10. 前各号に掲げる場合の外、正当な事由がある場合

運転開始時刻等

第5条 運転開始及び終了時刻は、別に定め、事業所及び当該索道の停留所に掲示します。

2 運転開始及び終了時刻は、天災その他やむを得ない事由による運送上支障がある場合には、変更されることがあります。

運送の制限等

第6条 当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合又は当社の都合により、全部又は一部の索道の運転を制限又は停止することがあります。

2 当社は、前項の規定による制限又は停止をする場合には、あらかじめその旨を事業所又は出札所等に掲示します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

乗車券の所持

第7条 旅客は、所定の乗車券を所持しなければ乗車できません。

乗車券の発売

第8条 当社は、乗車券を出札所等において発売します。

乗車券の効力

- 第9条 乗車券は、券面記載の条件により使用する場合に限りその効力を有します。
- 2 転売、転貸された乗車券又は旅客その他の者が偽造、変造した乗車券及び汚損はなはだしく券面表示事項の判読困難となった乗車券は無効とします。
 - 3 当社がその運賃を変更した場合、変更前において発売した乗車券は、その券面表示運賃の額にかかわらず通用期間内は無効とします。
- 第10条 当社は旅客が次のいずれかに該当するときは、所定の運賃額及びその2倍の割増運賃の支払いを求めます。
- (1) 乗車時に有効な乗車券を掲示しない等無賃乗車した場合
 - (2) 転売、転貸された乗車券により乗車した場合
 - (3) 偽造、変造した乗車券により乗車した場合

乗車券の提示及び入検

- 第11条 当社は、旅客の乗車時に乗車券の提示を求め、これを確認、入検又は回収します。
- 2 旅客は、当社の係員が乗車券の点検のため乗車券の提示を求めたとき又は提示された乗車券に入検しようとするときは、これを拒むことはできません。

運賃及び適用方法

- 第12条 当社が旅客から収受する運賃、料金及びその適用方法は、事業所又は出札所に掲示した運賃及び料金及び備付けの適用方法によります。

運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取扱い

- 第13条 天災その他やむを得ない事由により、索道の運転を中止した場合は運送途中の旅客に対し途中降車等の安全措置を講じ、運転再開後に当社の責任により必要な運送継続の措置を行います。

運賃の払い戻し

- 第14条 全ての索道の運転を中止したときは、別に定める規定により運賃の払戻しを行います。ただし、風、雨、雪、霧等により運送の安全確保のため一時的に運転を中止した場合はこの限りではありません。

乗車券の再発行

- 第15条 当社は、旅客が乗車券を紛失した場合、乗車券の再発行しません。ただし災害その他の事故によりその滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出したときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行する。

旅客の遵守すべき事項

- 第16条 旅客は、索道の利用にあたって当社が定めて停留場等に掲示した利用上の注意事項に従っていただきます。

旅客に対する責任

- 第17条 当社は、当社の索道の運送によって、旅客の生命又は身体を害した場合は、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社が索道の運送に関して注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が搬器に乗車中又は乗降中に生じたものに限ります。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、当社は次の各号のいずれかに該当する場合は、責任を負わないことがあります。
 - (1) 大規模な火災、震災その他の火災が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行う場合。
 - (2) 運送に伴い通常生じる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行う場合。

手回品等に関する責任

第18条 当社は、旅客の運送によって生じた旅客の手回品及び着衣、メガネ、時計、その他の身の回り品について滅失又は、き損によって生じた損害を賠償する責に任じません。ただし、その滅失又は、き損について当社又は当社の係員に故意又は過失があったときは、この限りではありません。

荷物に関する責任

第19条 当社は、運送を引き受けた荷物の滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社が荷物の受取、引渡し、保管及び運送に関して注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規則に関わらず、貨幣、有価証券その他の高価品のについては荷送人が委託するに当たり、その種類及び価額を通知した場合の除き、その滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。
- 3 第1項の場合において、当社の荷主に対する責任は、荷物の引き渡しを受けたときに始まり、これを荷主に引き渡したときに終わります。

旅客の責任

第20条 当社は旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規則を守らなかつたことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対して損害の賠償を求めます。

約款の変更等

第21条 本約款は法令の改正又は監督官庁の指示、その他必要が生じた場合に、民放第548条の4の規定に基づいて変更するものとします。

- 2 変更を行う旨、変更後の規定の内容及びその効力発生時期は、効力発生時期が到来するか1か月前までに、当社ウェブサイト等により周知いたします。

制定 2020年4月1日

改訂 2021年12月1日